

議事2

地域医療支援病院の名称承認について

・地域医療支援病院制度の概要	・ ・ ・	1～2
・地域医療支援病院位置図	・ ・ ・	3
・戸田中央総合病院	・ ・ ・	4～8
・埼玉メディカルセンター	・ ・ ・	9～13
・承認済の地域医療支援病院の状況	・ ・ ・	14

地域医療支援病院制度の概要

1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正（平成10年4月1日施行）で制度化されたものである。

2 開設できる者

国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であり、かつ地域医療支援に実績を有する病院の開設者等

3 承認要件

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。

ア 紹介率が80%以上であること。

イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。

ウ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

※初診患者の数には、救急患者等の数は含めない。

(2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

(3) 救急医療を提供する能力を有すること。

(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

(5) 厚生労働省令で定める数（200床）以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(6) 地域医療支援病院として、次の施設を有し、かつ必要な記録を備えること。

集中治療室、診療に関する諸記録、検査施設（化学、細菌、病理）、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。

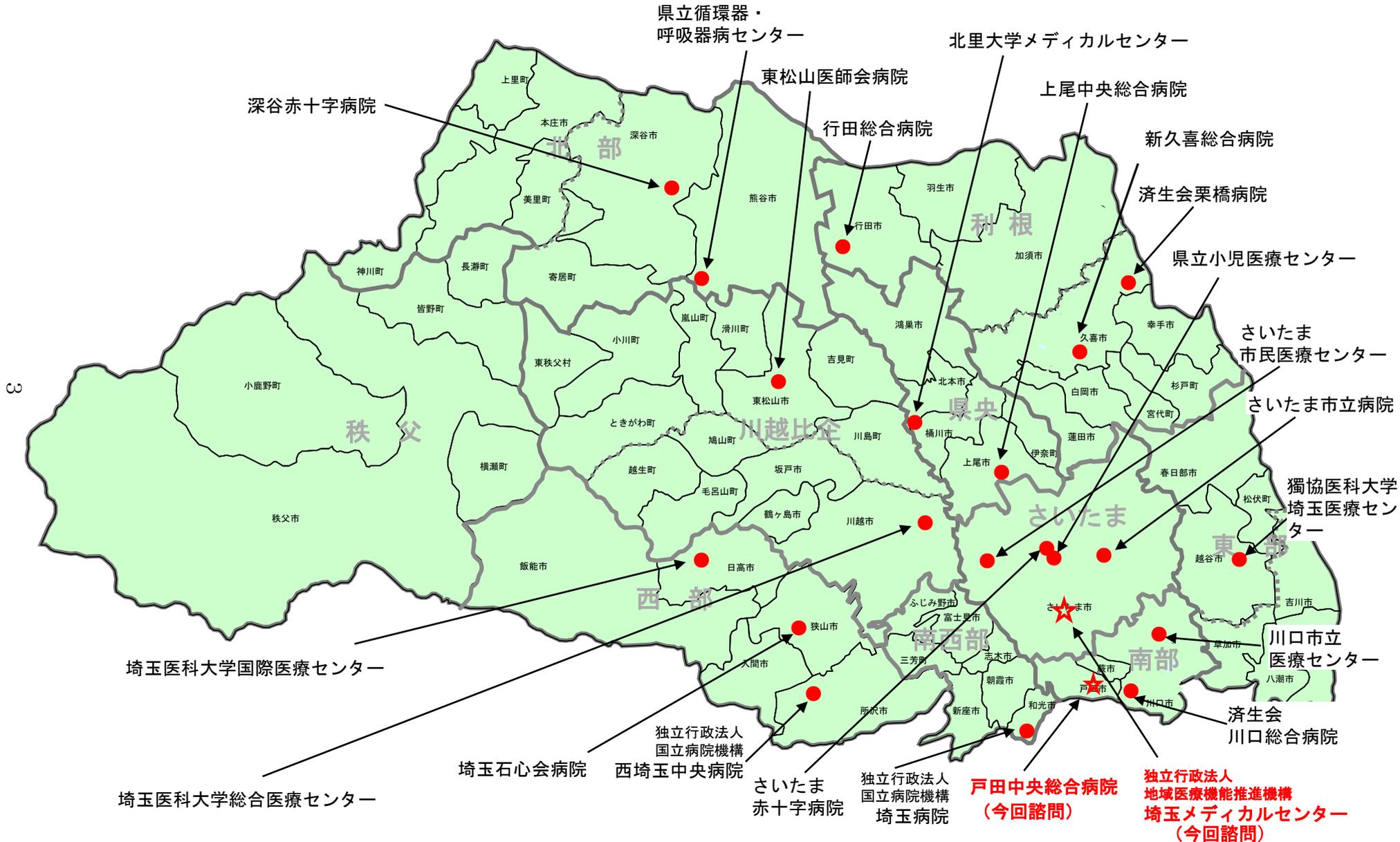
5 承認状況

全国的には、令和2年5月末日現在で624病院が承認されている。本県では、これまでに次の20病院を承認している。

	病 院 名	所 在 地	承認年月日
1	埼玉県立小児医療センター	さいたま市	平成10年10月 1日
2	東松山医師会病院	東松山市	平成14年 2月18日
3	北里大学メディカルセンター	北本市	平成15年 7月29日
4	埼玉石心会病院	狭山市	平成16年 7月28日
5	行田総合病院	行田市	平成16年11月 5日
6	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市	平成19年 8月17日
7	深谷赤十字病院	深谷市	平成19年 8月17日
8	埼玉病院	和光市	平成19年11月 2日
9	埼玉県済生会川口総合病院	川口市	平成20年 8月29日
10	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市	平成21年 1月30日
11	さいたま市民医療センター	さいたま市	平成22年 9月 1日
12	さいたま赤十字病院	さいたま市	平成23年 8月29日
13	西埼玉中央病院	所沢市	平成24年 7月31日
14	上尾中央総合病院	上尾市	平成27年11月20日
15	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市	平成29年10月24日
16	さいたま市立病院	さいたま市	平成29年10月25日
17	川口市立医療センター	川口市	平成29年10月25日
18	新久喜総合病院	久喜市	平成30年10月22日
19	埼玉医科大学総合医療センター	川越市	令和元年9月26日
20	埼玉医科大学国際医療センター	日高市	令和元年9月30日

地域医療支援病院位置図

令和2年9月8日
保健医療部医療整備課



地域医療支援病院名称承認申請の概要

1 医療機関

- (1) 名 称 医療法人社団東光会 戸田中央総合病院
- (2) 開 設 者 医療法人社団東光会
- (3) 所 在 地 埼玉県戸田市本町1-19-3 (南部保健医療圏)
- (4) 病 床 数 517床 (一般病床517床)
- (5) 診療科目 内科,呼吸器科,循環器科,消化器科,腎臓内科,脳神経内科,外科,呼吸器外科,心臓血管外科,乳腺外科,整形外科,脳神経外科,形成外科,移植外科,精神科,アレルギー科,リウマチ科,小児科,皮膚科,泌尿器科,眼科,耳鼻いんこう科,放射線科,緩和医療科

2 承認要件への該当状況

(1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構等であること。	開設主体は、医療法人である。	○

(2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	令和元年度実績 紹介率：68.0% 逆紹介率：55.1% ②に該当している。	○

(3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：572施設	○

当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	令和元年度共同利用実績（延べ数）： 3, 540件 （うち当該病院の開設者と直接関係のない医療機関：3, 540施設）	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床：5床	○

(4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	医療従事者の確保状況 医師22名、看護師35名ほか	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床：10床 専用病床：5床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 集中治療室（ICU10床、CCU6床）、手術室、血管撮影室、放射線室等 ※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	令和元年度患者搬送実績： 6,808人	○

(5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会：有り 令和元年度地域医療従事者向け研修実績：18回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	研修用会議室 2室 （主な設備）スクリーン、プロジェクター、音響セット等	○

- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、規則第6条の2、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：一般病床 517床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室	  <p>病床数：16床</p>	○
化学、細菌及び病理の検査施設	  <p>化学・細菌検査室 病理検査室</p>	○
病理解剖室		○

<p>研 究 室</p>		<p>○</p>
<p>講 義 室</p>		<p>○</p>
<p>図 書 室</p>	 <p>蔵書数：2, 049冊</p>	<p>○</p>
<p>患者輸送用 自動車</p>	 <p>救急用 1 台 患者輸送用 2 台</p>	<p>○</p>

<p>医薬品情報 管理室</p>		<p>○</p>
<p>診療並びに 病院の管理 及び運営に 関する諸記 録</p>	<p>診療に関する諸記録及並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「診療関連文書管理規程」、「診療録及び診療所記録の電子保存に関する運用管理規程」及び「診療録等記載マニュアル」に基づき、各種分類して保管している。</p>	<p>○</p>

(8) その他(地域医療支援病院の管理者の行うべき事項)〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号~第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発639〉

必要事項	該当状況	適否
<p>患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。</p>	<p>病院作成の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。</p>	<p>○</p>
<p>患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。</p>	<p>患者相談のための相談室を設置しており、患者相談を行う者として、専従の医療ソーシャルワーカーを配置している。 令和元年度患者相談実績：22,877件</p>	<p>○</p>
<p>紹介外来制を原則とすること。</p>	<p>紹介状を持たない患者に対しては選定療養費(5,500円)を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。</p>	<p>○</p>

地域医療支援病院名称承認申請の概要

1 医療機関

- (1) 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター
 (2) 開 設 者 独立行政法人地域医療機能推進機構
 (3) 所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3 (さいたま保健医療圏)
 (4) 病 床 数 395床 (一般病床395床)
 (5) 診療科目 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、内分泌内科、神経内科、腎臓内科、心療内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、神経精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、病理診断科、麻酔科

2 承認要件への該当状況

(1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構等であること。	開設主体は、独立行政法人地域医療機能推進機構である。	○

(2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	令和元年度実績 紹介率：71.8% 逆紹介率：42.3% ②に該当している。	○

(3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：212施設	○

当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	令和元年度共同利用実績（延べ数）： 598件 （うち当該病院の開設者と直接関係のない医療機関：531施設）	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床：8床	○

(4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	医療従事者の確保状況 医師76名、看護師38名ほか	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床：8床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 救急室、集中治療室、手術室、検査室、放射線室等 ※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	令和元年度患者搬送実績： 2,949人	○

(5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会：有り 令和元年度地域医療従事者向け研修実績：20回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	研修用会議室 2室 （主な設備）マイク、スクリーン、プロジェクター、音響セット等	○

- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、規則第6条の2、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：一般病床 395床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室	 <p>病床数：14床</p>	○
化学、細菌及び病理の検査施設	 <p>化学・細菌検査室 病理検査室</p>	○
病理解剖室		○

<p>研 究 室</p>			<p>○</p>
<p>講 義 室</p>			<p>○</p>
<p>図 書 室</p>	 <p>蔵書数：2,000冊</p>		<p>○</p>
<p>患者輸送用 自動車</p>	 <p>患者輸送用1台</p>		<p>○</p>

<p>医薬品情報 管理室</p>		<p>○</p>
<p>診療並びに 病院の管理 及び運営に 関する諸記 録</p>	<p>診療に関する諸記録及並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「診療情報管理規定」に基づき、各種分類して保管している。</p>	<p>○</p>

(8) その他（地域医療支援病院の管理者の行うべき事項）〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発639〉

必要事項	該当状況	適否
<p>患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。</p>	<p>病院作成の「地域医療協議会規程」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。</p>	<p>○</p>
<p>患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。</p>	<p>患者相談のための相談室を設置しており、患者相談を行う者として、ソーシャルワーカー4名と看護師2名を配置している。 令和元年度患者相談実績：8,049件</p>	<p>○</p>
<p>紹介外来制を原則とすること。</p>	<p>紹介状を持たない患者に対しては選定療養費（5,500円）を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。</p>	<p>○</p>

承認済の地域医療支援病院の状況（平成30年度実績）

医療圏	病院名	病床数	紹介率	逆紹介率	登録医療機関数	共同利用病床数	救急搬送受入件数	研修実績
南 部	済生会川口総合病院	424	91%	88.7%	515	5	4,348人	22回
	川口市立医療センター	539	75.7%	62.5%	213	5	6,511人	13回
南西部	国立病院機構埼玉病院	550	83.1%	147.3%	110	5	5,028人	33回
東 部	獨協医科大学埼玉医療センター	923	79.6%	67.1%	101	5	4,921人	25回
さいたま	埼玉県立小児医療センター	316	88.8%	43.6%	8	6	2,352人	49回
	さいたま市民医療センター	340	89.7%	97.1%	700	10	5,201人	18回
	さいたま赤十字病院	638	93.5%	100.5%	756	5	9,272人	30回
	さいたま市立病院	567	74.0%	93.8%	448	47	7,503人	27回
県 央	北里大学メディカルセンター	372	86.1%	64.0%	75	5	2,508人	17回
	上尾中央総合病院	733	70.2%	69.1%	198	26	8,776人	20回
川越比企	東松山医師会病院	251	72.3%	69.8%	55	196	867人	12回
	埼玉医科大学総合医療センター	1,053	67.8%	56.1%	172	5	6,279人	24回
西 部	埼玉石心会病院	450	70.4%	87.4%	342	5	8,061人	14回
	国立病院機構西埼玉中央病院	325	72.1%	70.7%	207	5	2,100人	12回
	埼玉医科大学国際医療センター	700	78.4%	117.0%	329	5	4,278人	44回
利 根	行田総合病院	504	90.1%	37.4%	17	5	4,949人	15回
	済生会栗橋病院	329	80.0%	131.7%	115	5	3,465人	12回
	新久喜総合病院	300	56.6%	80.1%	138	5	5,370人	39回
北 部	深谷赤十字病院	506	75.7%	78.2%	538	10	3,430人	25回
	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	343	96.8%	83.7%	230	6	1,230人	39回

【参考】今回諮問する病院の状況

南 部	戸田中央総合病院	517	68.0%	55.1%	617	5	6,807人	18回
さいたま	埼玉メディカルセンター	395	71.8%	42.3%	212	8	2,949人	20回